

和泊町商工会会館使用管理規程第3条(使用申請)

別紙

平成 年 月 日
第 号

和泊町商工会長 殿

和泊町商工会館使用許可申請書

下記のとおり商工会館を使用したいので、御許可下さいますよう、お願いいたします。

記

使用月日	平成 年 月 日 (曜日) 自 時 分 至 時 分
使用目的	
使用場所	大研修室・その他()
使用人員	(男 名) (女 名) [合計 名]
使用器具備品名	冷房・音響装置・テレビ・ビデオ・机(卓)・イス(脚)
使用責任者住所	市・郡
氏名	Ⓜ
電話番号	- -

下記の条件で許可 する ・ しない																																															
使用条件	使用許可申請書のとおり																																														
使用料 円 (会長が認めた場合を除き、前納)																																															
備考	会員(事業所名:) ・ 非会員 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間 使用区分</th> <th colspan="3">平日</th> <th colspan="2">休日</th> <th>全曜日</th> <th rowspan="2">消費 税 内税</th> </tr> <tr> <th>午前 8:30 \$ 12:00</th> <th>午後 12:00 \$ 17:00</th> <th>夜間 17:00 \$ 22:00</th> <th>午前~午後 8:30 \$ 17:00</th> <th>午後~夜間 12:00 \$ 22:00</th> <th>全日 8:30 \$ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員 文化的催物に 使用する場合</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>× 5%</td> </tr> <tr> <td>会員 その他の場合</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td>3,200</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>× 5%</td> </tr> <tr> <td>部 外 者 文化的催物に 使用する場合</td> <td>1,050</td> <td>1,500</td> <td>1,950</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>3,750</td> <td>× 5%</td> </tr> <tr> <td>部 外 者 その他の場合</td> <td>2,100</td> <td>3,000</td> <td>3,900</td> <td>4,800</td> <td>6,000</td> <td>7,500</td> <td>× 5%</td> </tr> </tbody> </table> 備考:使用時間は、準備及び使用後の整理、現状回復の要する時間を含む。	使用時間 使用区分	平日			休日		全曜日	消費 税 内税	午前 8:30 \$ 12:00	午後 12:00 \$ 17:00	夜間 17:00 \$ 22:00	午前~午後 8:30 \$ 17:00	午後~夜間 12:00 \$ 22:00	全日 8:30 \$ 22:00	会員 文化的催物に 使用する場合	700	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	× 5%	会員 その他の場合	1,400	2,000	2,600	3,200	4,000	5,000	× 5%	部 外 者 文化的催物に 使用する場合	1,050	1,500	1,950	2,400	3,000	3,750	× 5%	部 外 者 その他の場合	2,100	3,000	3,900	4,800	6,000	7,500	× 5%
	使用時間 使用区分		平日			休日		全曜日		消費 税 内税																																					
		午前 8:30 \$ 12:00	午後 12:00 \$ 17:00	夜間 17:00 \$ 22:00	午前~午後 8:30 \$ 17:00	午後~夜間 12:00 \$ 22:00	全日 8:30 \$ 22:00																																								
	会員 文化的催物に 使用する場合	700	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	× 5%																																							
	会員 その他の場合	1,400	2,000	2,600	3,200	4,000	5,000	× 5%																																							
	部 外 者 文化的催物に 使用する場合	1,050	1,500	1,950	2,400	3,000	3,750	× 5%																																							
	部 外 者 その他の場合	2,100	3,000	3,900	4,800	6,000	7,500	× 5%																																							
	承	会長																																													
	認	事務局 長等																																													
	印	受付者																																													
	領収日 /																																														

(注)商工会の使用料基準により、変更する必要があります。